

全国森林計画(案)に対する意見の概要

- 1 意見募集期間:平成20年9月10日～26日(17日間)
- 2 提出者数 12件(個人7、団体2、法人3)
- 3 提出項目数 25項目
- 4 処理状況

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
<p>1 趣旨を取り入れているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既に計画(案)に意見の趣旨を記述しているもの。または、意見の趣旨に沿った施策を推進しているもの。</p> </div>	13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての森林の役割のみならず、木材についての同様の役割も併せて記載すべきである。 ○ 「森林と人との共生林」については、本来、すべての森林がこの機能を有しているべきものである。 ○ 林木育種事業の評価を踏まえた品種・系統の導入について記載すべきである。 ○ 列状間伐の推進により、間伐の施業面積を確保することが必要である。 ○ 人工造林不適地の尾根筋や溪畔部について、天然林に誘導することが望ましい。 ○ 国産材の利用推進のために、林業生産活動に欠くことのできない林道の整備を積極的に進めてほしい。 ○ 間伐等の条件整備である境界の整備等について、新たな施策の創設をお願いしたい。 ○ 木炭利用を進めるため、炭焼き釜を設置補助するなどの政策措置を考えてほしい。 ○ 国は地域の人々が安心して暮らせるよう森林整備や治山事業に積極的に取り組んでいただきたい。 ○ 間伐の推進に向け、森林所有者の負担軽減が図られるよう、新たな措置を講ずることが必要である。 ○ 水源の森林を管理する林野庁と河川を管理する国土交通省が連携した施策の展開を図られたい。

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨
<p>2 趣旨の一部を取り入れているもの</p> <p>意見をそのまま記述することは困難であるが、一部意見の趣旨を計画(案)に記述しているもの。または、意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないもの。</p>	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国産材の安定供給のため、間伐のみならず、「更新を確保した皆伐等の推進」について記載すべきである。 ○ 京都議定書第一約束期間以降における森林および木材の吸収源、貯蔵庫としての役割について明記すべきである。 ○ 資源の充実しつつある人工林においては、積極的な主伐の計画量を計上すべきではないか。 ○ 森林と人との共生林については、歩道等の施設整備よりも、定期的な森林体験イベントの企画が重要ではないか。 ○ 森林保全のため、森林土壌における菌類保全が重要である。
<p>3 修文するもの</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法等に関し、持続可能性・合法性が証明された木材の需要が高まっていることから、流通・加工体制の整備において、当該趣旨を記載すべきである。
<p>4 今後の検討課題等</p> <p>意見の趣旨をそのまま記述すること、又は、推進することは困難であり、今後の検討課題とするもの。</p>	5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育成複層林については施業体系が確立されておらず、現況の面積から計画期末に1.7倍にする計画の達成は困難ではないか。 ○ カシノナガキクイムシ被害の防除のため、防虫線1km程度の選択樹種の予防伐採を行ってもよいのではないか。 ○ 間伐については搬出コストが掛かり増しになるため、国産材の安定供給のためには、主伐を主体とした計画にすべきではないか。 ○ 既設の国道や高速道路の両側100mずつを森林とすべく、道路特別会計を環境目的に転用してはどうか。 ○ 環境整備よりも、まずは林業生産物の価格補償を行うべきである。